

こども家庭庁長官が定める児童等

発令 平成24年3月30日号外厚生労働省告示第270号

最終改正：令和6年3月15日号外こども家庭庁告示第3号

改正内容：令和6年3月15日号外こども家庭庁告示第3号[令和6年6月1日]

○こども家庭庁長官が定める児童等

[平成二十四年三月三十日号外厚生労働省告示第二百七十号]

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める児童等を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

こども家庭庁長官が定める児童等

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注7のこども家庭庁長官が定める基準

イ 中核機能強化加算（I）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（1）次に掲げる基準に従い、指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）が行われていること。

（一）児童発達支援センター（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の所在する市町村（以下この号において単に「市町村」という。）により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること。

（二）市町村と定期的に情報共有の機会を設けること、地域における協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十八年法律第百二十三号）第八十九条の三第一項に規定する協議会をいう。次号において同じ。）に参画することその他の取組により、市町村及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。

（三）高度の専門的な知識及び経験に基づき、障害児の幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保していること。

（四）地域の障害児通所支援事業所（法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）と定期的に情報共有の機会を設けること、障害児の状況及びその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援等に関する研修会を開催することその他の取組により、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携体制を確保していること。

（五）保育所等訪問支援（法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）に係る指定保育所等訪問支援事業者（指定通所基準第七十三条に規定する指定保育所等訪問支援事業者をいう。）の指定を併せて受けた上で保育所等訪問支援を行うこと、地域の保育所、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）その他の障害児が日常的に通う施設（以下この号において「保育所等」という。）に対して障害児の特性を踏まえた関わり方等に関する助言援助等の支援を行うことを通じて地域の保育所等への移行を推進することその他の取組により、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進体制を確保していること。

（六）障害児相談支援事業者の指定（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定をいう。）を併せて受けた上で障害児相談支援（法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行うこと、地域の多様な障害児及び家族に対し早期の相談支援を提供することその他の取組により、発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制を確保していること。

（七）地域の障害児に対する支援体制の状況及び（二）から（六）までに規定する体制の確保に関する取組の実施状況を一年に一回以上公表していること。

（八）おおむね一年に一回以上、指定通所基準第二十六条第六項各号に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者及び通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）以外の者による評価を受けていること。

（九）当該指定児童発達支援事業所の従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、一年に一回以上研修（外部における研修を含む。）を実施していること。

（2）児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進並びに地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携その他の地域支援を行う者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る。以下同じ。）として配置された日以後、障害児通所支援（法第六条の二の二第一項に規

定する障害児通所支援をいう。以下同じ。)、障害児入所支援(法第七条第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。)又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して五年以上の者(以下この号及び次号において「中核機能強化職員」という。)を常勤かつ専任で一以上配置していること。

(3) 児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、主として高度の専門的な知識及び経験に基づき障害児及びその家族等に対する専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で一以上配置していること。

(4) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員並びに三年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する保育士及び児童指導員を配置し、これらの者が連携して指定障害児通所支援が行われていること。

ロ 中核機能強化加算(Ⅱ)

イの(1)の(一)から(九)までのいずれにも適合し、かつ、イの(2)及び(3)に適合すること。

ハ 中核機能強化加算(Ⅲ)

イの(1)の(一)から(九)までのいずれにも適合し、かつ、イの(2)又は(3)に適合すること。

一の二 通所給付費等単位数表第1の1の注7の2のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 次に掲げる基準に従い、指定児童発達支援が行われていること。

(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。)の所在する市町村(以下この号において単に「市町村」という。)により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること。

(2) 市町村と定期的に情報共有の機会を設けること、地域における協議会に参画することその他の取組により、市町村及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。

(3) 高度の専門的な知識及び経験に基づく専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保するとともに、当該体制を基盤として、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携、インクルージョンの推進、地域の多様な障害児及び家族に対する早期の相談支援その他の障害児に対する地域における中核的な役割を果たす機能を有すること。

(4) 地域の障害児に対する支援体制の状況並びに(2)及び(3)に規定する体制の確保等に関する取組の実施状況を一年に一回以上公表していること。

(5) おおむね一年に一回以上、指定通所基準第二十六条第六項各号に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者及び通所給付決定保護者以外の者による評価を受けていること。

ロ 児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、主としてイの(2)及び(3)に規定する体制の確保等に関する取組を実施する者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で配置していること。

一の三 通所給付費等単位数表第1の1の注8のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

次のいずれかに該当する者

イ 心理担当職員

ロ 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和三十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

ハ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「基礎研修修了者」という。)

一の四 通所給付費等単位数表第1の1の注9のこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員

前号のイ又はロのいずれかに該当する者

一の五 通所給付費等単位数表第1の3の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ 食事提供加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の指導及び助言を行うこと。

(2) 障害児の障害特性、年齢、発達の程度、食事の摂取状況その他の障害児ごとに配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと。

(3) 児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること。

(4) 食事提供を行った場合には障害児ごとの摂食量に関する記録をしていること。

(5) 食事提供を行った障害児ごとの身長、体重その他の身体の成長に関する事項を記録すること。

(6) 当該事業所における食事提供を活用した食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること。

(7) 通所給付決定保護者の求めに応じて、食事又は栄養に関する相談援助を行うこと。

ロ 食事提供加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の指導及び助言を行うこと。
- (2) 障害児の家族等に対して、年に一回以上食事又は栄養に関する研修を計画的に実施していること。
- (3) イの(2)から(7)までの基準のいずれにも適合してしていること。

一の六 通所給付費等単位数表第1の8の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 専門的支援実施加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（指定通所基準第二十七条第一項（指定通所基準第五十四条の五及び指定通所基準第五十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、理学療法士等（通所給付費等単位数表第1の1の注9に規定する理学療法士等をいう。）が、その有する専門性に基づく評価及び計画に則った支援であって心身の健康等に関する領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下この号において「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。

ロ 専門的支援実施計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該専門的支援実施計画の見直しを行うこと。

ハ 専門的支援実施計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該専門的支援実施計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ニ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

一の七 通所給付費等単位数表第1の8の2の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると市町村が認めた障害児

行動障害の内容	一点	三点	五点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
激しいこだわり	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
激しい器物破損	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
睡眠障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日

通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	一日中	絶えず
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり

一の八 通所給付費等単位数表第1の8の2の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「実践研修修了者」という。）を一以上配置し、当該者が支援計画シート等を作成すること。

ロ イに規定する支援計画シート等に基づいた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援（指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行うこと。

一の九 通所給付費等単位数表第1の8の3の注1のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

一の十 通所給付費等単位数表第1の8の4の注1のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 言語聴覚士が難聴児のうち人工内耳を装着している障害児（以下この号及び次号において「人工内耳装用児」という。）の状態及び個別に配慮すべき事項等を把握し、これらの事項を児童発達支援計画に位置づけた上で指定児童発達支援を行うこと。

ロ 人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う医療機関との連携を確保した上で指定児童発達支援を行うこと。

ハ 保育所、学校、地域の障害児通所支援事業所その他の関係機関（次号において単に「関係機関」という。）に対して、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うこと。

ニ 関係機関に対して、人工内耳装用児に関する理解及び支援を促進する取組を計画的に実施していること。

一の十一 通所給付費等単位数表第1の8の4の注2のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 言語聴覚士が人工内耳装用児の状態及び個別に配慮すべき事項等を把握し、これらの事項を児童発達支援計画に位置づけた上で指定児童発達支援を行うこと。

ロ 人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う医療機関との連携を確保した上で指定児童発達支援を行うこと。

ハ 関係機関に対して、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うこと。

一の十二 通所給付費等単位数表第1の9の2の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）の従業者が、事前に入浴支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴に係る支援を実施するに当たって必要な情報を把握し、これらの情報を踏まえ、児童発達支援計画に位置付けた上で入浴に係る支援を行うこと。

ロ 加算対象児の安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、加算対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で入浴に係る支援を行うこと。

	項目	区分	判断基準
①	食事	全介助を必要とする	
		一部介助を必要とする	おかずを刻むこと等の一部介助を必要とする
		介助を必要としない	

②	排せつ	全介助を必要とする	
		一部介助を必要とする	便器に座ること等に一部介助を必要とする
		介助を必要としない	
③	入浴	全介助を必要とする	
		一部介助を必要とする	洗身等に一部介助を必要とする
		介助を必要としない	
④	移動	全介助を必要とする	
		一部介助を必要とする	手を握る等による一部介助を必要とする
		介助を必要としない	
⑤	強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動又は危険の認識を欠く行動	ほぼ毎日支援が必要	調査日の前日までの一週間において、当該行動が五日以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に五日以上認められる場合
		週に一回以上支援が必要	調査日の前日までの一月間において、当該行動が週に一回以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に二回以上認められる場合（ほぼ毎日支援が必要の区分に該当する場を除く。）
		なし	

⑥	睡眠障害又は食事若しくは排せつに係る不適応行動（多飲及び過飲を含む。）	ほぼ毎日支援が必要	調査日の前日までの一週間において、当該行動が五日以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に五日以上認められる場合
		週に一回以上支援が必要	調査日の前日までの一月間において、当該行動が週に一回以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に二回以上認められる場合（ほぼ毎日支援が必要の区分に該当する場合を除く。）
		なし	
⑦	自分や他人の身体を叩いたり傷つけたりする行為又は器物損壊行為	ほぼ毎日支援が必要	調査日の前日までの一週間において、当該行為が五日以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行為が週に五日以上認められる場合
		週に一回以上支援が必要	調査日の前日までの一月間において、当該行為が週に一回以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行為が週に二回以上認められる場合（ほぼ毎日支援が必要の区分に該当する場合を除く。）
		なし	
⑧	気分がふさぎこんだ状態又は思考力が低下した状態	ほぼ毎日支援が必要	調査日の前日までの一週間において、五日以上当該状態であると認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、週に五

			日以上当該状態であると認められる場合
		週に一回以上支援が必要	調査日の前日までの一月間において、週に一回以上当該状態であると認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、週に二回以上当該状態であると認められる場合（ほぼ毎日支援が必要の区分に該当する場合を除く。）
		なし	
⑨	反復的行動 （再三の手洗い又は繰り返し返しの確認を含む。）	ほぼ毎日支援が必要	調査日の前日までの一週間において、当該行動が五日以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に五日以上認められる場合
		週に一回以上支援が必要	調査日の前日までの一月間において、当該行動が週に一回以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に二回以上認められる場合（ほぼ毎日支援が必要の区分に該当する場合を除く。）
		なし	
⑩	対人面の不安緊張、感覚過敏、集団への不適応又は引きこもり	ほぼ毎日支援が必要	調査日の前日までの一週間において、五日以上当該状態であると認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、週に五日以上当該状態であると認められる場合

			られる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、週に二回以上当該状態であると認められる場合（ほぼ毎日支援が必要の区分に該当する場合を除く。）
		なし	
⑪	読み書きが困難な状態（学習障害によるものを含む。）	ほぼ毎日支援が必要	調査日の前日までの一週間において、五日以上当該状態であると認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、週に五日以上当該状態であると認められる場合
		週に一回以上支援が必要	調査日の前日までの一月間において、週に一回以上当該状態であると認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、週に二回以上当該状態であると認められる場合（ほぼ毎日支援が必要の区分に該当する場合を除く。）
		なし	

一の十三 通所給付費等単位数表第1の12の3の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ 事業所間連携加算（I）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) コア連携事業所（市町村から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けている指定児童発達支援事業所等（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であること。
- (2) コア連携事業所として、事業所間連携加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に指定児童発達支援等（指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援をいう。）をいう。以下同じ。）を行っているコア連携事業所以外の指定発達支援事業所等（以下この号において「その他事業所」という。）との間で加算対象児の指定児童発達支援等の実施状況、心身の状況、生活環境その他の加算対象児に係る情報及び加算対象児に係る複数の児童発達支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、当該会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、その他事業所、市町村及びセルフプラン作成保護者（法第二十一条の五の七第五項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者をいう。以下この号において同じ。）に対して共有すること。
- (3) コア連携事業所として、市町村に対して、加算対象児に係る児童発達支援計画及びその他事業所が作成した児童発達支援計画を併せて共有すること。
- (4) コア連携事業所として、セルフプラン作成保護者に対して、（2）に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点を踏まえた相談援助を行うこと。

(5) (2)に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の児童発達支援計画を見直すこと。

ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) その他事業所としてコア連携事業所が開催する会議に参加すること。

(2) 加算対象児に係る児童発達支援計画をコア連携事業所に共有すること。

(3) (1)に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の児童発達支援計画を見直すこと。

二 通所給付費等単位数表第1の13の注1及び注2のこども家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 指定児童発達支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

(二) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(2) 指定児童発達支援事業所等において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定児童発達支援事業所等の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 指定児童発達支援事業所等において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(10) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和六年子ども家庭庁告示第三号)第二条の規定による改正前の障害児通所給付費等単位数表(以下「旧障害児通所給付費等単位数表」という。)の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1) ((一)及び(二)に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ウ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

カ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

コ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1) ((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

レ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。

(2) イの(1) ((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ソ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イの(1) ((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

三 削除

四及び五 削除

六 通所給付費等単位数表第3の1の注6の5のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の二の規定を準用する。

七 通所給付費等単位数表第3の1の注7のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の三の規定を準用する。

七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8のこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員

第一号の四の規定を準用する。

八 通所給付費等単位数表第3の6の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の六の規定を準用する。

八の二 通所給付費等単位数表第3の6の2の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が、それぞれ次に掲げる点数以上であると市町村が認めた就学児

イ 強度行動障害児支援加算(I)を算定する場合 二十点以上

ロ 強度行動障害児支援加算(Ⅱ)を算定する場合 三十点以上

八の三 通所給付費等単位数表第3の6の2の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ 強度行動障害児支援加算(I)

第一号の八の規定を準用する。

ロ 強度行動障害児支援加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 中核的支援人材養成研修（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）別表に定める内容以上の研修（令和九年三月三十一日までの間においては、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設が行う研修に限る。）をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「中核的支援人材養成研修修了者」という。）を一以上配置し、中核的支援人材養成研修修了者又は中核的支援人材養成研修修了者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること。
- (2) (1)に規定する支援計画シート等に基づいて指定放課後等デイサービス（指定通所基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）又は共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行うこと。

八の三の二 通所給付費等単位数表第3の6の3の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

八の三の三 通所給付費等単位数表第3の6の4の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十一の規定を準用する。

八の四 通所給付費等単位数表第3の7の注1のこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児

次の表に掲げる項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めた児童

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
説明の理解	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
大声・奇声を出す	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
異食行動	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
多動・行動停止	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
不安定な行動	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
自らを傷つける行為	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
他人を傷つける行為	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
不適切な行為	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
突発的な行動	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
過食・反すう等	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
てんかん	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
そううつ状態	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
反復的行動	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要

対人面の不安緊張、集団への不適応	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
読み書き	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要

八の四の二 通所給付費等単位数表第3の7の注1の2のこども家庭庁長官が定める基準

基礎研修修了者が指定放課後等デイサービスを行うこと。

八の四の三 通所給付費等単位数表第3の7の注1の3のこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児

食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要であると市町村が認めた児童

八の四の四 通所給付費等単位数表第3の7の2の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十二の規定を準用する。

八の四の五 通所給付費等単位数表第3の7の3の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 自立サポート加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条又は指定通所基準第七十一条の二において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）を踏まえ、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための計画（以下この号において「自立サポート計画」という。）を作成すること。
- ロ 自立サポート計画に基づき、加算対象児の適性及び障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助又は必要となる知識技能の習得支援を実施するなど加算対象児が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。
- ハ 自立サポート計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児が希望する進路を選択する上での課題を把握し、必要に応じて当該自立サポート計画の見直しを行うこと。
- ニ 自立サポート計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該自立サポート計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。
- ホ 加算対象児が在学している高等学校等との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成及び見直し並びに支援の実施において必要な連携を図ること。
- ヘ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

八の四の六 通所給付費等単位数表第3の7の4の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 通所自立支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）が公共交通機関等の利用又は徒歩により当該指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）又は共生型放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）に通う際に、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の支援を行うこと。
- ロ 通所に係る支援の提供に当たって個別に配慮すべき事項その他の通所に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、放課後等デイサービス計画に位置付けるとともに、加算対象児の安全な通所のために必要な体制を確保した上で通所に係る支援を行うこと。
- ハ 通所に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画（指定通所基準第七十一条又は第七十一条の二において準用する指定通所基準第四十条の二第一項に規定する安全計画をいう。）に位置付けていること。
- ニ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

八の四の七 通所給付費等単位数表第3の10の3の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十三の規定を準用する。

九 通所給付費等単位数表第3の11の注のこども家庭庁長官が定める基準

第二号の規定を準用する。

十及び十の二 削除

十の二の二 通所給付費等単位数表第4の1の2のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

イ 訪問支援員特別加算（I）

障害児通所支援事業（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業をいう。）、障害児相談支援事業（法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業をいう。）その他これらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者（以下「特定従業者等」という。）であって、（1）又は（2）に掲げる期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して十年以上である者

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2) 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）又は障害者相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

ロ 訪問支援員特別加算(II)

特定従業者等であって、イの(1)又は(2)に掲げる期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して五年以上である者

十の二の三 通所給付費等単位数表第4の1の5の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
第一号の七の規定を準用する。

十の二の四 通所給付費等単位数表第4の1の5の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 実践研修修了者を一以上配置し、当該実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること。

ロ 基礎研修修了者又は実践研修修了者がイに規定する支援計画シート等に基づいて指定居宅訪問型児童発達支援を行うこと。

十の三 通所給付費等単位数表第4の4の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III)

第二号イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)

第二号第二号イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) 第二号イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) 第二号イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) 第二号イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) 第二号イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) 第二号イの(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) 第二号イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヌ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) 第二号イの(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。
- (2) 第二号イの(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) 第二号イの(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

十の六 通所給付費等単位数表第5の1の2の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

イ 訪問支援員特別加算(Ⅰ)

特定従業者等であつて、(1)、(2)又は(3)に規定する期間(これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間)が通算して十年((3)に規定する期間にあつては五年)以上である者

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定保育所等訪問支援事業所(指定通所基準第七十三条第一項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。)にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2) 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員又は障害者相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員又は障害者相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援(指定通所基準第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。)等の業務に従事した期間

ロ 訪問支援員特別加算(Ⅱ)

特定従業者等であつて、イの(1)、(2)又は(3)に規定する期間(これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間)が通算して五年(イの(3)に規定する期間にあつては三年)以上である者

十の七 通所給付費等単位数表第5の1の6の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

前号のイ又はロに該当する者

十の八 通所給付費等単位数表第5の1の7の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

十の九 通所給付費等単位数表第5の1の7の注のこども家庭庁長官が定める基準

第十号の二の四の規定を準用する。

十一 通所給付費等単位数表第5の3の注のこども家庭庁長官が定める基準

第十号の規定を準用する。

十二及び十二の二 削除

十二の二の二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表2経過的障害児通所給付費等単位数表(以下「経過的通所給付費等単位数表」という。)第1の1の注10のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の十の規定を準用する。

十二の三 経過的通所給付費等単位数表第1の1の注11のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の三の規定を準用する。

十二の四 経過的通所給付費等単位数表第1の1の注12のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の四の規定を準用する。

十二の五 経過的通所給付費等単位数表第1の3の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の五の規定を準用する。

十二の六 経過的通所給付費等単位数表第1の8の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の六の規定を準用する。

十二の七 経過的通所給付費等単位数表第1の9の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

十二の八 経過的通所給付費等単位数表第1の9の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の八の規定を準用する。

十二の九 経過的通所給付費等単位数表第1の10の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

十二の十 経過的通所給付費等単位数表第1の12の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十二の規定を準用する。

十二の十一 経過的通所給付費等単位数表第1の17の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十三の規定を準用する。

十二の十二 経過的通所給付費等単位数表第1の19の注のこども家庭庁長官が定める基準

第二号の規定を準用する。

十二の十三及び十二の十四 削除

十二の十五 経過的通所給付費等単位数表第2の1の注8のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の三の規定を準用する。

十二の十六 経過的通所給付費等単位数表第2の1の注9のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の四の規定を準用する。

十二の十七 経過的通所給付費等単位数表第2の4の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の五の規定を準用する。

十二の十八 経過的通所給付費等単位数表第2の9の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の六の規定を準用する。

十二の十九 経過的通所給付費等単位数表第2の10の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

十二の二十 経過的通所給付費等単位数表第2の12の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十二の規定を準用する。

十二の二十一 経過的通所給付費等単位数表第2の17の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十三の規定を準用する。

十二の二十二 経過的通所給付費等単位数表第2の19の注のこども家庭庁長官が定める基準

第二号の規定を準用する。

十二の二十三及び十二の二十四 削除

十二の二十五 経過的通所給付費等単位数表第3の4の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の五の規定を準用する。

十二の二十六 経過的通所給付費等単位数表第3の8の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の六の規定を準用する。

十二の二十七 経過的通所給付費等単位数表第3の9の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

十二の二十八 経過的通所給付費等単位数表第3の11の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十二の規定を準用する。

十二の二十九 経過的通所給付費等単位数表第3の16の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十三の規定を準用する。

十二の三十 経過的通所給付費等単位数表第3の18の注のこども家庭庁長官が定める基準

第二号の規定を準用する。

十二の三十一及び十二の三十二 削除

十二の三十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所給付費の注4のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 職業指導員及び児童発達支援管理責任者その他の者が共同して、指定福祉型障害児入所施設に入所する障害児に係る将来の日常生活又は社会生活の見通しを考慮した日中活動計画を作成していること。

ロ 当該施設における日ごとの日中活動計画に基づき、計画的に指定入所支援を行うとともに、障害児の状態を定期的に記録していること。

ハ 当該施設における日ごとの日中活動計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

十三 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所給付費の注5の2及び注7のイのこども家庭庁長官が定める基準

第一号の八の規定を準用する。

十三の二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所給付費の注7のロのこども家庭庁長官が定める基準

第八号の三のロの規定を準用する。

十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のイ及びロのこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

次に掲げる場合に応じ、それぞれ法第十一条第一項第二号ハに規定する都道府県（指定都市にあっては指定都市とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市とする。以下この号において同じ。）の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が、それぞれ次に掲げる点数以上であると都道府県が認めた障害児

イ 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のイを算定する場合 二十点以上

ロ 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のロを算定する場合 三十点以上

行動障害の内容	一点	三点	五点
---------	----	----	----

ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
激しいこだわり	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
激しい器物破損	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
睡眠障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	一日中	絶えず
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり

十四の二 入所給付費単位数表第1の1の注13のこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員

第一号の四の規定を準用する。

十四の三 入所給付費単位数表第1の1の注13のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の三のハに該当する者

十五 入所給付費単位数表第1の3の注1及び第2の2の注1のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 自活訓練加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る入所支援計画（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二十一条第一項に規定する入所支援計画をいう。）及び移行支援計画（指定入所基準第二十一条の二第一項に規定する移行支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の六月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する支援のための計画（以下この号において「自活訓練計画」という。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

ロ 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。

ハ 自活訓練計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。）及び加算対象児に対し、当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

ホ 加算対象児の退所後の住居の確保に努めること。

ヘ 加算対象児の家族、特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算対象児が退所後円滑に就労できるよう努めること。

ト 自活訓練の開始後二年以上を経過した指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）にあっては、過去二年間において自活訓練を受けた障害児のうち、一人以上が退所していること。

十五の二 入所給付費単位数表第1の6の3の注1並びに8の3の注1及び注2のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

十五の三 入所給付費単位数表第1の8の2の注2のこども家庭庁長官が定める基準

心理担当職員（障害児に対する直接支援若しくは相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間が通算して三年以上である者に限る。）を一以上配置し、当該心理担当職員が要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。）又は要支援児童（同条第五項に規定する要支援児童をいう。）に係る心理支援のための計画を作成し、当該計画に基づいた心理支援を行うこと。

十六 入所給付費単位数表第1の10の注のこども家庭庁長官が定める基準

第二号の規定を準用する。

十七及び十七の二 削除

十七の三 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2及び注5の2のイのこども家庭庁長官が定める基準

第一号の八の規定を準用する。

十七の四 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注5の2のロのこども家庭庁長官が定める基準

第八号の三のロの規定を準用する。

十七の五 入所給付費単位数表第2の1の注5の2のイ及びロのこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号の規定を準用する。

十七の六 入所給付費単位数表第2の4の3の注1並びに4の5の注1及び注2のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

十七の七 入所給付費単位数表第2の4の4の注2のこども家庭庁長官が定める基準

第十五の三の規定を準用する。

十八 入所給付費単位数表第2の6の注のこども家庭庁長官が定める基準

第二号の規定を準用する。

前 文〔抄〕〔平成二五年三月二九日厚生労働省告示第一〇三号〕

平成二十五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二七年三月二七日厚生労働省告示第一七九号〕

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二九年三月二七日厚生労働省告示第八四号〕

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二九年三月二八日厚生労働省告示第九六号〕

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成三〇年三月二二日厚生労働省告示第一〇九号〕

平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成三一年三月二五日厚生労働省告示第八七号〕

平成三十一年十月一日から適用する。

附 則〔令和三年三月二三日厚生労働省告示第八七号抄〕

（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔令和四年七月一三日厚生労働省告示第二三一号〕

令和四年十月一日から適用する。

附 則〔令和五年三月三十一日厚生労働省告示第一六七号抄〕

（適用期日）

第一条 この告示は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示の適用前にこの告示による改正前のそれぞれの告示の規定により厚生労働大臣が行った行為は、この告示の適用後は、この告示による改正後のそれぞれの告示の相当規定により相当の国の機関がした行為とみなす。

附 則〔令和六年三月一五日こども家庭庁告示第三号抄〕

(施行期日)

第一条 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第十七条及び附則第三条の規定 令和六年六月一日

二・三 〔略〕

(経過措置)

第三条 令和七年三月三十一日までの間は、第十七条の規定による改正後のこども家庭庁長官が定める児童等（以下この条において「改正後児童等基準」という。）第二号イの（１）の（一）（改正後児童等基準第九号、第十二号の十二、第十二号の二十二、第十二号の三十、第十六号及び第十八号において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、同号イの（１）の（二）（改正後児童等基準第九号、第十二号の十二、第十二号の二十二、第十二号の三十、第十六号及び第十八号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後児童等基準第二号イの（１）の（二）中「賃金改善後」とあるのは、「賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後」とする。

2 〔略〕